

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人静岡理工科大学
② 設置大学名称	静岡理工科大学
③ 担当部署	企画室
④ 問合せ先	kikaku@sist.ac.jp
⑤ 点検結果の確定日	2025 年 9 月 24 日
⑥ 点検結果の公表日	2025 年 9 月 25 日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.sist.ac.jp/about/disclosure/
⑧ 本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、理念、教育目的について、静岡理工科大学（以下「大学」という。）ウェブサイト等を通じ、学生だけでなく広く社会に示している。 （掲載先 URL）https://www.sist.ac.jp/about/spirit/
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを明確に示している。また、科目ナンバリングの整備、履修系統図の作成、シラバスの記載内容の見直し等により、学生が学びの道筋を理解しやすくなるように努めている。 自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。 （掲載先 URL）https://www.sist.ac.jp/about/policy/
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	大学の意思決定機関として、学長を議長とする「大学評議会」を置くことを学則で定め、大学の運営に係る重要な事項を審議することとしている。 大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置している。審議する事項については学則第46条ならびに静岡理工科大学教授会規程に定めている。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の協議結果に拘束されるものではない。 また、学長の職務を適切に補佐するよう、副学長及び学長特別補佐の職務を規程に定めている。これらの規程により、教学組織の権限と役割の明確化を図っている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD（ファカルティ・ディベロップメント、以下同じ。）については、FD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教育に関する組織である「教育部会」の所掌事項とし、その下部組織「FD 推進小委員会」を設置し、FD 活動を推進している。 SD（スタッフ・ディベロップメント）については、SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進している。教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行っている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	大学の中期計画は、中長期的視野で安定した経営をするための学校法人静岡理工科大学（以下「法人」という。）の中期計画の下で策定されている。そのため法人本部と各所属部門（大学部門、専門学校部門、中高部門）は連携しながら、5 年ごとに中期計画を策定している。大学部門においては企画室が主体となって策定を行ない、策定された計画は、経営委員会、理事会、評議員会での審議を経て決定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画に基づいて、計画遂行の主体である各学科及び各部門の年度実行計画に反映させている。中期計画の進捗状況や到達状況を把握するため、毎年度末に年度実行計画を取りまとめた「事業報告書」を作成し、理事会に報告した上で、法人ウェブサイトに掲載している。 （掲載先 URL） https://sist-net.ac.jp/about-group/disclosure/

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	社会に対して教育研究活動の成果を還元するために、聴講及び科目履修の制度を設けている。また、社会連携課を通じた公開講座を開設している。 社会人の受け入れについては、学士課程においても、社会人入学者選抜を設け、意欲のある社会人が大

	学で学ぶ機会を設けている。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	産学官民の連携による交流を促進するため、各種の技術相談、産学連携組織「産学コラボネット」の運営、社会人聴講生向けの大学講義科目説明会なども実施している。これら産学官交流の取組みは総合技術研究所が窓口になって統括している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	多様な背景を持つ学生の受け入れのために、国際交流センター、教育開発センター等を設置し、学修環境の向上、支援体制を整えている。 教職員の受け入れについては、性別・国籍・障がいの有無によらない多様な人材や民間企業出身者等多様なキャリアを持つ人材を採用し、活躍を支える組織風土の整備も進めている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事 1 名（総数 8 名）の女性を登用している。また、理事会から理事長、理事長から委嘱された法人の経営に係る重要事項を協議、決議する会議（経営委員会）の委員（経営委員）として女性（1 名）を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	法人は、「寄附行為」において理事の定数、選任方法、任期および解任手続等を明確に定めており、理事の選任過程の透明性を制度的に担保している。 理事の人材確保にあたっては、学内理事と学外理事の人数バランスを図り、多様な専門性や社会的経験を有する人材の登用を重視している。これにより、多角的な視点とバランスの取れた意思決定体制の構築を図っている。 理事の選任は、「寄附行為」に基づき設置された理事選任機関（評議員会）によって行われ、選任候補者の推薦については、「役員・評議員候補者選考委員会」において慎重な審議を経た上で決定される。また、役員・評議員候補者選考委員会の構成や運営につ

	いても「役員・評議員候補者選考委員会規程」に基づき、手続の適正性・公正性を確保している。 これらにより、理事の人材確保に係る方針の明確化および選任過程の透明性が確保されており、ガバナンスの健全性と信頼性の維持に努めている。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	法人は「法令」に従い「寄附行為」、「寄附行為施行細則」において理事会の権限、議決事項等を明確に定めており、理事会運営の透明性を制度的に確保している。また、理事会の実施にあたっては、「寄附行為施行細則」に基づき、開催月、議事の記録・保管、会議資料の事前配布等を定め運営している。 議事録は、互選された理事、監事により確認され、署名又は記名捺印の上、寄附行為にて定められた期間適切に保管し、関係者が確認可能な形で保管されることで、説明責任を果たしている。 評議員会についても、「寄附行為」に基づき設置されており、理事会と並ぶ法人の意思決定・監督機関として機能している。 理事会と評議員会との協働体制の確立では、理事会は、必要事項について、双方向的な連携を図るため、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項の審議・議論を行い決定している。また、理事会で決議した事項は、評議員会へ報告し、情報共有を図るとともに、両者が協働して法人を運営する体制を整えるべく努めている。 なお、理事会と評議員会の決議が異なる場合には、「寄附行為」に基づき、理事長は、再度、評議員会を招集することができ、必要事項を説明し、評議員において、再決議を行うこととしている。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事に対しては、理事会の議案内容について諸説明を記載した議案書資料を事前に配付している。また、理事会において、法人の近況、必要に応じて、取り巻く社会情勢、私立大学を巡る法制度の動向等について、情報提供を行っている。これにより、理事が経営環境や高等教育政策に関する最新情報を把握した上で、的確な意思決定に参画できる体制を整備している。 また、新任理事に対しては、法人の沿革、組織体制、ガバナンス体制および理事の職務権限、また、財

	務的な経営状況に関する説明を行い、法人運営の基本的理解を促している。
--	------------------------------------

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任については「寄附行為」において、定数、選任方法、任期および解任手続等を明確に定めており、選任過程の透明性を制度的に担保している。 監事の選任は「役員・評議員候補者選考委員会」において慎重な審議を経た上で推薦され、監事の過半数の同意のもと、評議員会の決議により選任される。 会計監査人の選任については「寄附行為」において、選任方法、任期および解任手続等を明確に定めている。選任あたっては、理事が評議員会に提出する議案として監事が決定し、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事による監査を実施するための必要事項を「監事監査規程」及び「内部監査規程」に定め、監事は、会計監査人及び内部監査を行う監査室と情報交換や協力して調査を行う等の連携を行い、適切に監査を実施している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事は、学内理事、執行役員、経営委員で構成される経営委員会（理事会から理事長、理事長から経営委員会へ委譲された法人の重要事項等、業務執行を協議・決裁する会議体）にオブザーバーとして出席し、法人運営の情報共有を図っている。また、過去の理事会議事録や議案を閲覧できる環境を整備している。 研修面では、法人の適正な運営に当たり必要とされる知識等を習得するため、文科省で実施しているオンデマンドによる監事研修会を受講している。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	法人は「寄附行為」において評議員の定数、選任方法、任期および解任手続等を明確に定めており、評議員の人選選任過程の透明性を制度的に担保している。 評議員の選任は「寄附行為」に基づき評議員会によって行われ、選任候補者の推薦については、「役員・

	評議員候補者選考委員会」において慎重な審議を経た上で決定される。また、役員・評議員候補者選考委員会の構成や運営についても「役員・評議員候補者選考委員会規程」に基づき、手続の適正性・公正性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	法人は、「法令」に従い「寄附行為」、「寄附行為施行細則」において評議員会の権限、議決事項等を明確に定めており、評議員会運営の透明性を制度的に確保している。また、評議員会の実施にあたっては、「寄附行為施行細則」に基づき、開催頻度、議事の記録・保管、会議資料の事前配布等を定め運営している。 議事録は、互選された評議員、監事により確認され、署名又は記名捺印の上、寄附行為にて定められた期間適切に保管し、関係者が確認可能な形で保管されることで、説明責任を果たしている。 理事会と評議員会との協働体制の確立では、理事会は、必要事項については、双方向的な連携を図るため、評議員会の意見を聴いたうえで、業務執行上の重要事項の審議・議論を行い決定している。そのほか、予算については、理事会の決議だけでなく、評議員会の決議も要するものとし、また、理事選任機関を評議員会として定め、主要人事である理事の選任にあたっては、評議員会での決議が必須であることとして、より高いガバナンス強化に努めている。 理事会で決議した事項に関しては、評議委員会へ報告し、情報共有を図るとともに、両者が協働して法人の運営する体制を整えるべく努めている。 なお、理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、理事長は、再度、評議員会を招集することができ、必要事項を説明し、評議員において、再決議を行うこととしている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対しては、評議員会の議案内容について諸説明を記載した議案書資料を事前に配付している。その他、評議員会において、法人の近況、必要に応じて、取り巻く社会情勢、私立大学を巡る法制度の動向等について、情報提供を行っている。 また、理事会における議案・決議概要等を報告している。 新任評議員に対しては、法人の沿革、組織体制、ガバナンス体制および評議員の職務権限、また、財務的

	な経営状況に関する説明を行い、法人運営の基本的理解を促している。
--	----------------------------------

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	法人としての災害対策として、自然災害や人為的な事故・災害から学生、教職員、施設設備等を守るため、「学校法人静岡理工科大学危機管理規程」を制定している。また、法人では「安全衛生委員会」、大学では、学長を委員長とする「安全・衛生委員会」が安全管理・環境保全等に関する事項を統括し、安全確保を図っている。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	理事及び職員の職務の執行が「法令」、「寄附行為」に適合することを確保するために「内部統制システム整備の基本方針」に基づき、「リスク管理規程」を定め、理事長が任命する執行役員を最高責任者とする「リスク管理委員会」を設置し、法人のリスク管理に係る方針、施策の策定を役割とし、法令遵守にかかわる諸規程や体制（「コンプライアンス推進に係る規程」や「コンプライアンス委員会」など）を管理し、法令遵守に関する体制を整備している。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法人が策定した情報セキュリティポリシーに基づき運営されている大学ウェブサイトの情報公開・教育情報の公開ページにおいて、法人に関する基本的な情報や、学則などの大学固有の情報を公開している。また、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づく教育研究活動等の状況を掲載している。 (掲載先 URL) https://www.sist.ac.jp/about/disclosure/ さらに、法人ウェブサイトの情報公開ページにて、法人の体制や運営、財務状況および事業活動などに関する情報を公開している (掲載先 URL) https://sist-net.ac.jp/about-group/disclosure/

実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	高校生・保護者・企業等、ステークホルダー別に情報を集約し、大学ウェブサイトや SNS、紙媒体等を目的別に活用して効果的な発信に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明